

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年2月17日（平成29年（行個）諮問第39号）

答申日：平成29年4月19日（平成29年度（行個）答申第13号）

事件名：本人が申し立てた特定土地家屋調査士に対する懲戒処分に係る関係書類の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書9に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月25日付け庶第1226号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、全部開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

「道路取込測量許可理由解明に向けて全部開示へ」

処分庁の今回の決定は、国民の権利よりも土地家屋調査士会を優先しており、国民として、到底納得出来るものではなく、法律の目的に沿っておりません。今回の調査士に対して処分しないという決定が正しい理由に基づいて判断されたものであるならば、正々堂々調査士会の報告文書の内容を全部開示すべきと思料します。

公共の道路を取り込んで測量をした調査士が何故処分されないのかを知る権利は、国民には存在します。何故ならばその行為は、明らかに公共道徳に反しており、いかなる理由も認められないからです。今回、全部開示しないのは、この調査士の悪質な測量を見逃すことに他ならないと思われても仕方ないのでは、ありませんか。

更にその裏に公開出来ない理由が特定土地家屋調査士会にある為、その報告書を非公開にしなければ、今後調査士会に調査を委嘱出来ないという法務局側の都合がそこに存在するのではありませんか。

そのことを今回の決定通知で知り、法の番人である法務局が法律を守らないで、悪質な土地家屋調査士を守ることは、国民として絶対に容認出来ず、法務局は、あまりにもご都合主義であり、その目は、善良な国民に向けられておりません。道路横領測量が許されるこの国は、法治国家といえませんが、因って報告書全部開示を求めます。

次に、国民として全部公開にしてほしい理由を具体的に述べさせていただきます。今回の重大ポイントは、「道路取込測量による面積増，その上での地積更正が許されてよいか」です。品行方正で高い専門性を持つとされる調査士が、かつて縁石上にあった境界点を縁石をとび出して、道路上に移動させ、それにより地積更正を実行して、面積増を企て、建ぺい率の手助けまで敢行することは、絶対許されません。

ア 審査請求理由書要約～違反測量からみて

土地家屋調査士会報告書の全部開示求める理由

① 道路取込測量違反が許される理由を解明したい。

特定年地積測量図に縁石上の既存点○存在するも、今回、道路を○c m取込み○を新設。○mから○mにその辺長を長くして許される理由解明の為、報告書全部開示求める。

② 測量点移動による不正な地積更正違反許可の理由解明

○→○までの○c mが○mにも及ぶことで面積増を企て、それにより建ぺい率をクリアした地積更正は、計画的犯罪であり、錯誤とはいえない悪質登記が許される理由を解明したい。

③ 不正筆界確認書作成違反が許される理由の解明

詳細図を不用に設け、本図には存在しない○点横○c mのところ、既存○と記載しては一枚の紙面上の整合性がない。後述のとおり、特定調査士は、当方が点を移動して越境したと嘘をついて、その結果道路横領へと導いた事実は、詳細図という一見、見落とししてしまう中でのあまりにも姑息な手段に基づくものであり、品行方正であるべき国家資格調査士のすることではなく、許されるものではない。当方の土地に手を加えたこの筆界確認書をこのままで放置することは、隣地所有者の権利を踏みにじるものであり、よって破棄を強く求める。

上記①②③により明らかな違反測量を報告書内でどの様に処理されて許可されたのか。社会的見地からも全部公開を強く求める。

イ 審査請求理由書要約～法務局通知決定書（開示決定通知書）理由からみて

（開示決定通知書の）不開示部分ア②（別紙の2（1）ア②）。以下

同じ。)とイ③(同イ③。以下同じ。)の理由(別紙の2(2)イ及びエ)は、絶対に容認出来ない。

(不開示部分)ア② 今回のケースの様に、道路横領測量という明白な違反事実があるにも拘わらず、それを許可する場合は、社会的見地からその調査ポイントは絶対に公開しなければ国民として絶対に納得出来ない。その中に「公にするとその調査ポイントを見て、調査に対する所要の準備をする」とあるが、これを法の番人である法務局が不開示の理由とする事は全く容認出来ない。何故ならば、今回の件は、特殊な道路横領という犯罪行為だからである。誰が見ても分かる不正を土地家屋調査士会が許可した事実を法務局は決して隠ぺいしてはならず、その報告書は、許可理由解明の為、全面公開は不可欠である。

(不開示部分)イ③についても、上記(不開示部分)ア②同様、土地家屋調査士会の立場を優先して、今後、調査報告をして欲せないと困ると言わんばかりの理由説明をする法務局のご都合主義は、国民として納得出来ない。

今回は、道路横領犯罪の調査の詳細な内容が記載されている土地家屋調査士会の報告書だからこそ、法務局の都合よりも国民を優先して納得させる事が、法務局の大事な役目と考える。

特に隣地所有者として、当方の所有権利が十分守られているかの確認をする意味からも、土地家屋調査士会の報告書は隠ぺいせず、全部公開することを強く求めるものである。(上記ア③参照)

ウ 審査請求理由詳細～調査士の違反測量より

① 公共道徳に反する道路取込み測量が何故許されるのか。

(中略)

かつて「ツラの出ている測量は違反」と断定しておきながら、今回の懲戒処分では許可している土地家屋調査士会の反転の真偽の程をその報告書全部公開で、解明したい。

(中略)

② 上記①が地積更正に悪用された事実を何故許すのか。

(中略)

明らかに作為をもって点を移動して更にその横領した道路分で故意に面積増を実行し、地積更正まで敢行した調査士が何故許されるのか。法治国家日本の法務局は、この事実を許してはならない。明らかに間違っている事実は隠さずに公開し、正しく元通りに正すことが、法の番人である法務局の務めではないのか。

(中略)

- ③ 特定調査士の筆界確認書の作為を何故許すのか。

(中略)

この偽造工作事実を特定土地家屋調査士会が正しく把握しているか、その報告書の全部公開を求める。当方が陥れられたままでは、たまらない。全部公開で確認したい。

エ 審査請求理由詳細～法務局通知決定書（開示決定通知書）の理由からみて

不開示とした部分とその理由説明（別紙の2）に対する意見書

- (ア)（開示決定通知書の不開示部分）ア②「疑われる違反行為」及び「問題点」

- (イ)（開示決定通知書の不開示部分）イ「調査ポイントを公にするとそれを見て調査に対する所要の順部をする」について

調査ポイントは、個々の事案で異なるものである。今回のケースは、道路横領という特殊犯罪であり、明白な違反行為であるにも拘らず許可したポイントについて、報告書では道路横領の手引になるポイントでも記載されているのかと疑いたくなるのである。

今回のような悪質測量をする有国家資格調査士はまずいないであろう。にも拘らず公にしないということは、道路横領を許可した特定土地家屋調査士会の報告書が社会通念上認められない内容であり、公にすれば逆に調査士会の立場が保てないからなのではないのか。そして、法務局が身内同然に考える調査士会の立場を守る為に、調査士会の犯罪を隠ぺいするようでは、法の番人とは言えない。法務局は、公正中立に法律を守り、今回のような犯罪行為的測量は、絶対に許してはならない。何故ならば、道路は国民みんなのものであり、測量士のものではないからである。これを許せば、道路はますます狭くなりガタガタになってしまう。調査士会のみならず、法務局が立場を守る為の不開示は、認められないのである。

この様な犯罪的測量を断ち切り、道路を守る為にも、今回の報告書の内容の全部開示は、必要不可欠ですので、お願いします。

「道路横領測量及びそれによる地積更正は違反→報告書全面開示を求める。」

- (ウ)（開示決定通知書の不開示部分）イ③ 調査結果及び本会の意見の内容（申出人関係は除く）部分

こんな卑怯な開示方法があつていいのですか。開示するのは申出人つまり当方の提出書類関係ばかりではありませんか。更に（不開

示部分) イ③においては、本事案調査の詳細な内容が記されており、これを公にすると今後調査士会から詳細報告がなされなくなると困るとは、一体どういうことですか。余程、社会的にまずい内容だから、調査士会に不開示にしてくれと法務局は頼まれ、そしてそうしないと今後調査協力しないとされたから不開示にしたと思料されるこの理由説明は、言語道断であり、国民として到底容認できる内容ではありません。

これは、法務局のご都合主義そのものであり、国民の為の情報公開とはいえません。法務省の開示・不開示の基本的考え方は、「国民主権の理念にのっとり、国民に説明義務を全うする」であるが、今回の理由説明は、国民主権ではなく、法務局主権ではありませんか。

本来あるべき国民主権の立場から、今回の報告書は、道路横領が是か非かを知る手がかりとして、絶対に報告書の全面開示を求めるが、更に当方が一番懸念している当方の陥れの事実確認からも求めるのである。

特定調査士作成の筆界確認書内の詳細図の不正記載である○点横○cmの既存○について、調査士苦情委員会では、それは単なる目印としたが、それは間違っている。何故ならば○点は、はっきり分かる不動の唯一無二の既存点であるからだ。当地不正利用記載の今回の筆界確認書は、道路横領に結びつく諸悪の根源であり、破棄を強く求める。

このニセの既存○を当地敷地内のブロックに隣家が付けたのを調査士は承知の上で、隣家と共謀して、本図にはない点を故意に詳細図に記載することにより、道路横領に導いた特定調査士は、懲戒処分されて当然である。道路取込測量許可理由解明の為、全部開示を強く求めます。

(2) 意見書

理由説明書(下記第3) 3 原処分の妥当性(1) (イ) (ウ) に対する意見書

本件審査請求の最大の理由は、隣地所有者としてその「境界の決定の途中で横やりが入っていないかや正当な手続を経ているのか」を国民として知りたいところにあります。

審査請求人の土地がどういう理由で境界点が変わってしまったのかを知る権利は審査請求人自身にあり、それが「国民の知る権利」を支える情報公開の基本なのではありませんか。

それを今回処分庁は、法14条7号「事務又は事業に関する情報」を持ち出し、法務局として事務の遂行に支障が生じるおそれが、3(1)ア(イ)においてあるとか、3(1)イ(ウ)においては、特定土地家屋調査士会から詳細な報告がされなくなるから、今後の法務局の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとか、としています。これら一連の理由は、全て法務局のご都合主義に因るものであり、その方向は「国民の知る権利」に向けられておりません。本来、国民主権の理念にのっとり、国民に開示しなければならない情報を、本件では、法務局主権で隠ぺいしていると思われるも仕方ありません。それを隠ぺいしてはならない理由は、本件の違法性にあることを次に述べたいと思います。

法14条7号のイに「開示することにより、違法若しくは不当な行為を容易にする」とありますが、特定法務局は本件の違法性の正確な事実を把握していると思えません。この本件こそが、違法かつ不当な行為なのです。それを性善説の立場に立ち、一般論的に片付けることは、本件では、あってはなりません。本件は、悪質な道路取込測量だからなのです。

今回は、それを証拠付ける資料を同封致します。その資料を、特定土地家屋調査士会に気遣い不要な第三者的中立な立場にある「情報公開・個人情報保護審査会」におきまして、公正中立に判断して頂きますことを心より願います。

そして、審査請求人自身の土地に関する個人情報に正しく扱われているかを知りたい為だけに審査会にお願い出たことを申し添えておきます。

法務局は、法16条により「裁量的開示」の必要性は認められないとしておりますが、行政機関の長は、不開示情報が含まれていても、何らやましいことがなければ、本件の事件性からも全部開示にすべきであり、それは、審査請求人個人にとっては、自身の権利利益が保護されているかを知る重要な手がかりになるものと考えております。「法の番人」とされる法務局は、ご都合主義ではなく、国民の知る権利の為に、全部開示をする責任があり、それが国民の信頼につながると考えます。

次に資料説明をさせていただきます。(以下略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る開示請求の対象とされた行政文書及び原処分

本件開示請求の対象とされた行政文書は、「特定日付け請求人申立ての土地家屋調査士に対する懲戒処分に係る関係書類」であるところ、処分庁は、法18条1項の規定に基づき、平成28年11月25日付け庶第1226号通知をもって、一部開示する旨の決定(原処分)を行った。

2 審査請求人が主張する本件審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね、次のとおりであると考えられる。

- (1) 審査請求人が申し立てた特定の土地家屋調査士の懲戒手続について、処分庁が行った特定の土地家屋調査士を処分しないという決定は、国民の権利よりも土地家屋調査士会を優先しており、国民として到底納得出来るものではなく、法律の目的に沿っていない。今回の特定土地家屋調査士を処分しないという決定が正しい理由に基づいて判断されたものであるならば、正々堂々調査士会の報告文書の内容を全部開示すべきである。公共の道路を取り込んで測量をした調査士が何故処分されないのかを知る権利は、国民には存在する。何故ならば、その行為は、明らかに公共道徳に反しており、いかなる理由も認められないからである。本件対象文書を全部開示しないのは、この調査士の悪質な測量を見逃すことに他ならない。
- (2) 別紙の2(1)ア②の不開示部分について、不開示とした理由は、「公にすると、その調査ポイントを見て、調査に対する所要の準備をする」とあるが、これを法の番人である法務局が不開示の理由とする事は全く容認できない。今回の件は、特殊な道路横領という犯罪行為であり、誰が見ても分かる不正を土地家屋調査士会が許可した事実を法務局は決して隠ぺいしてはならず、土地家屋調査士会からの報告書は、許可理由解明の為、全面公開は不可欠である。
- (3) 別紙の2(1)イ③についても上記(2)と同様、土地家屋調査士会の立場を優先して、今後調査報告をしてくれないと困ると言わんばかりの理由説明をする法務局のご都合主義は、国民として納得出来ない。今回は道路横領犯罪の調査の詳細な内容が記載されている土地家屋調査士会の報告書だからこそ、法務局の都合よりも国民を優先して納得させる事が、法務局の大事な役目と考える。特に隣地所有者として、当方の所有権利が十分守られているかの確認をする意味からも、土地家屋調査士会の報告書は、隠ぺいせず、全部開示することを強く求める。

3 原処分の妥当性

(1) 不開示情報該当性

審査請求人は、上記2の理由により、原処分において不開示とされた部分は開示されるべきであると主張するので、原処分不開示とされた部分の妥当性について以下検討する。

ア 「懲戒処分事案立件票」(文書3)及び「調査委嘱通知」(文書4)

(ア) 被申立人の生年月日及び住所について

これらの情報は、法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そして、これらの情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当せず、また、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないことから、同号ただし書イに該当しないし、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

よって、不開示相当である。

(イ) 「3 疑われる違反行為」及び「4 問題点」の内容について

これらの部分には、法務局が土地家屋調査士会に調査を委嘱するに当たっての着目点や具体的に調査を委嘱する対象事項が記載されているところ、これらの情報を公開すると、法務局の担当官が、懲戒処分についての意見を決定するに当たり、どのような事項を問題視し、検討していたかが明らかになり、将来の同種事案の処理において、あらかじめ対象者が所要の準備をするなど、今後の法務局の土地家屋調査士の懲戒処分に係る事務の適切な遂行に支障が生じるおそれがある。

よって、法14条7号柱書きに該当し、不開示相当である。

イ 「特定土地家屋調査士会からの調査委嘱に対する報告文書」（文書5）

(ア) 特定土地家屋調査士会会長の印影

法人の代表者の印影については、当該法人が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しているところ、これを公にすると、印影が偽造され悪用されるなどして、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法14条3号イに該当し、不開示相当である。

(イ) 被申立人の生年月日

上記ア（ア）と同様の理由により、不開示相当である。

(ウ) 調査結果及び本会の意見の内容

当該部分には、本件申出事案に関し、特定土地家屋調査士会の行った調査の詳細な内容や処理に当たっての意見が記載されており、これらを公にすると、同会の担当官が、懲戒処分の調査の実施や処理意見の決定に当たり、どのような事項を問題視し、検討していたかが明らかになり、将来の同種事案の処理において、あらかじめ対

象者が所要の準備をするようになったり、土地家屋調査士会から詳細な報告がされなくなるなど、今後の法務局の土地家屋調査士の懲戒処分に係る調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条7号柱書きに該当し、不開示相当である。

(エ) 特定土地家屋調査士会苦情処理委員の個人名

当該情報は、法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そして、これらの情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当せず、また、特定土地家屋調査士会は苦情処理委員の氏名を公開していないことから、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないことから、同号ただし書イに該当しないし、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

よって、不開示相当である。

(2) 法16条の規定による裁量的開示の余地

審査請求人の主張は、法16条の規定による裁量的開示を求めているものとも考えられるが、これを行う必要性は認められない。

4 結論

以上のとおりであるから、原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年2月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月7日 | 審議 |
| ④ | 同月17日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同月22日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年4月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定日、特定土地家屋調査士に対して請求者が特定法務局長に対して懲戒を申立てたそれに係る一切の関係書類」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報として、別紙の1に掲げる文書1ないし文書9に記録された保有個人情報を特定し、別紙の2（1）に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を法14条2号、3号イ及び7号

に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の全部開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別紙の2(1)ア①(文書3及び文書4)及びイ①(文書5)について

当該部分には、被申出人の生年月日(文書3ないし文書5)及び住所(文書3及び文書4)に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分については、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

また、当該部分は、審査請求人の知り得る情報とまではいえないと認められ、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法15条2項による部分開示の余地はなく、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別紙の2(1)ア②(文書3及び文書4)について

当該部分には、法務局が土地家屋調査士会に調査を委嘱するに当たっての着目点や、具体的に調査を委嘱する対象事項が記載されていると認められる。

当該部分については、担当官の視点による調査委嘱に当たって、認定した事実及び調査のポイントが記載されており、これを開示すると、今後の同種の事案における調査に当たって、調査対象者が調査に対する所要の準備をするなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、今後の土地家屋調査士の懲戒処分に係る調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

(3) 別紙の2(1)イ②(文書5)について

当該部分には、特定土地家屋調査士会会長の印影が記載されていると認められる。

当該部分については、当該法人が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており、そのような印影を開示すると、これを偽造され悪用されるなどして、当該法人の権利その他正当な利益を

害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

(4) 別紙の2(1)イ③(文書5)について

当該部分は、特定土地家屋調査士会が法務局に提出した報告書(文書5)の「調査結果」欄の記載部分並びに「本会の意見」欄以降のうち「事案の概要」欄の記載部分、申出人への送付文書、申出人作成書類及び申出人が関係する聴取録を除く全ての記載部分であると認められる(なお、開示決定通知書においては、不開示部分から相談表を除く旨の記載(別紙の2(1)イ③参照)もあるが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象保有個人情報記録された文書中に相談表はそもそも存在せず、誤記とのことである。)

当該部分については、特定土地家屋調査士会が行った調査の詳細な内容及び当該調査士会の本件に対する意見が記載されており、これを開示すると、今後、土地家屋調査士会から詳細な報告がされなくなるおそれがあり、今後の土地家屋調査士の懲戒処分に係る調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

(5) 別紙の2(1)イ④(文書5)について

当該部分には、特定土地家屋調査士会苦情処理委員の個人名が記載されていると認められる。

当該部分については、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

また、当審査会事務局職員をして特定土地家屋調査士会のホームページ等を確認させたところ、当該苦情処理委員の氏名が公にされている状況等は認められず、その外に当該調査士会が当該氏名を公開しているなどの事情も存しないことから、当該部分は、審査請求人の知り得る情報とまではいえないと認められ、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法15条2項による部分開示の余地はなく、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 付言

原処分においては、上記2(4)のとおり、開示決定通知書について、

不開示部分から除く部分を誤記するという慎重さに欠ける不適切な対応があったといわざるを得ず、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態を生じさせないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件対象保有個人情報記録された文書

特定日付け請求人申立ての土地家屋調査士に対する懲戒処分に係る関係書類

文書1 懲戒処分申出書

文書2 同上

文書3 懲戒処分事案立件票

文書4 調査委嘱通知

文書5 特定土地家屋調査士会からの調査委嘱に対する報告文書

文書6 申出人宛て結果通知書

文書7 電話聴取録

文書8 同上

文書9 同上

2 開示決定通知書（原処分）の不開示とした部分とその理由

(1) 不開示とした部分

ア 文書3及び文書4

① 被申出人の生年月日及び住所

② 「疑われる違反行為」及び「問題点」の内容

イ 文書5

① 被申出人の生年月日

② 特定土地家屋調査士会会長の印影

③ 調査結果及び本会の意見の内容（ただし、申出人への送付文書、申出人作成書類及び申出人が関係する聴取録、相談表を除く）

④ 特定土地家屋調査士会苦情処理委員の個人名

(2) 不開示とした理由

ア 上記(1)ア①並びに同イ①及び④については、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法14条2号に該当するため、不開示としました。

イ 上記(1)ア②については、担当官が調査委嘱を相当と考えた理由、認定した事実及び委嘱する調査のポイントが記載されており、公にすると、調査対象者が今後の懲戒処分に係る調査の際に記載された調査のポイントを見て、調査に対する所要の準備をするなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、今後の土地家屋調査士の懲戒処分に係る調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7

号に該当するため、不開示としました。

- ウ 上記（１）イ②については、当該法人により真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められることから、公にすると、印影が偽造され悪用されるなどして、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法１４条３号イに該当するため、不開示としました。
- エ 上記（１）イ③については、本件申出事案に係る調査の詳細な内容が記載されており、これらを公にすると、今後、土地家屋調査士会から詳細な報告がされなくなるおそれがあり、今後の土地家屋調査士の懲戒処分に係る調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法１４条７号に該当するため、不開示としました（ただし、申出人への送付文書、申出人作成書類及び申出人が関係する聴取録、相談表を除く。）。